

熊本県公報

第 1 2 3 6 1 号
平成 26 年 10 月 21 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 1
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (") 2
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の事業の廃止…………… (") 3
 - 漁船保険義務加入同意の承認 (岱明加入区) …………… (団体支援課) 3
 - 漁獲共済に係る加入区 (区域及び区分) の一部改正…………… (") 3
 - 漁獲共済に係る区域・区分の一部改正…………… (") 4
 - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 公 告**
- 公共測量の終了…………… (監理課) 4
 - 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 5
 - 肥料登録有効期間更新…………… (") 5
 - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
 - 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 6
- 登 載 依 頼**
- 第 2 5 回熊本県地域福祉推進委員会の開催…………… (熊本県地域福祉推進委員会) 6
 - 第 2 回第 2 期熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会の開催…………… (熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会) 6
- 正 誤**
- 平成 1 7 年 1 2 月 1 6 日熊本県条例第 9 4 号 (熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例) 中…………… (人事課) 7

告 示

熊本県告示第 9 9 3 号

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 3 0 号) 第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 の規定により告示する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川 1 2 6 6	平成 2 6 年 8 月 4 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
辻芳郎歯科クリニック	荒尾市原万田 6 1 6 - 4	平成 2 6 年 8 月 1 日
A y a 小児・矯正歯科クリニック	天草市本渡町広瀬字下友 1 7 6 - 2 8	平成 2 6 年 7 月 1 0 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
アスリード阿蘇医療セ	阿蘇市黒川 1 4 8 8 - 1	平成 2 6 年 8 月 8 日

ンター前薬局		
菊南薬局	合志市須屋 7 0 8 - 6	平成 2 6 年 7 月 1 日
ひばり薬局	上益城郡嘉島町鯨 1 8 7 3 - 6	平成 2 6 年 9 月 1 日

(訪問看護)

訪問看護事業者等名称	訪問看護事業者等所在地	訪問看護ステーション等名称	訪問看護ステーション等所在地	指定年月日
医療法人杏林会	荒尾市増永 2 6 2 0	訪問看護ステーション緑ヶ丘	荒尾市荒尾 4 1 8 6 番地 1 5	平成 2 6 年 7 月 1 日

熊本県告示第 9 9 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 の規定により告示する。

平成 2 6 年 1 0 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ながすクリニック	名 称		平成 2 6 年 6 月 3 日
	池本内科医院	ながすクリニック	
苓北クリニック	所 在 地		平成 2 6 年 2 月 1 0 日
	天草郡苓北町志岐 1 2 3 - 2	天草郡苓北町富岡 3 2 7 3 番 2	

(歯科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
圭介歯科・矯正歯科	所 在 地		平成 2 6 年 6 月 3 日
	荒尾市原万田 6 1 5 - 6	荒尾市万田 9 2 1 - 5	

(調剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
さくら調剤薬局 医療センター前店	名 称		平成 2 6 年 6 月 1 日
	さくら調剤薬局総合病院前店	さくら調剤薬局医療センター前店	
阿蘇中央薬局	所 在 地		平成 2 6 年 8 月 6 日
	阿蘇市黒川 1 1 1 0 - 1	阿蘇市黒川 1 2 4 9	
コーセイ薬局	所 在 地		平成 1 1 年 1 0 月 1 日
	上益城郡甲佐町大字岩下 1 2 4	上益城郡甲佐町岩下字東園 1 2 3 - 3	
株式会社 苓北薬局	所 在 地		平成 2 6 年 2 月 1 2 日
	天草郡苓北町志岐 1 2 3 - 1	天草郡苓北町富岡 3 2 8 1	

(訪問看護)

訪問看護ステーション名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
セントケア訪問看護ステーション合	所 在 地		平成 2 6 年 6 月 1 日
	合志市幾久富 1 7	合志市幾久富 1 6	

志	58番17	56番459	
訪問看護ステーション 菊陽台	名 称		平成20年4月1日
	菊陽台病院老人訪問看護ステーション	訪問看護ステーション 菊陽台	

熊本県告示第995号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市黒川1178	平成26年8月4日
後藤医院	阿蘇郡南阿蘇村大字久石2715-5	平成26年6月26日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
かばしま歯科医院	荒尾市原万田85-77	平成26年5月20日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
ベル薬局鹿本店	山鹿市鹿本町来民591-1	平成26年3月31日
佐伯薬局	合志市須屋715-84	平成26年7月1日
菊南薬局	合志市須屋708-6	平成26年7月1日

熊本県告示第996号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岱明加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第997号

平成15年7月4日熊本県告示第738号（漁業災害補償法に基づく加入区（区域及び区分）の設定について）の加入区（区域及び区分）の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が告示の日以降である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が告示の日の前日以前である共済契約については、なお従前の例による。

平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

田浦加入区	田浦漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として太刀魚釣りを営む漁業	を
芦北加入区	芦北漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業 打瀬網漁業	
	芦北漁業協同組合の地区のうち芦北町女島の地区	10トン未満の漁船により主としてえび流し網漁業を営む漁業	

」

芦北町加入区	芦北町漁業協同組合の地区のうち旧田浦漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として太刀魚釣りを営む漁業	に改
	芦北町漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業 打瀬網漁業	
	芦北町漁業協同組合の地区のうち旧芦北漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主としてえび流し網漁業を営む漁業	

める。

熊本県告示第998号

平成25年11月1日熊本県告示第981号（漁獲共済加入区に係る区域・区分の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が告示の日以降である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が告示の日の前日以前である共済契約については、なお従前の例による。

平成26年10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

芦北加入区のうち芦北漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として中目流網漁業を営む漁業	を
---------------------	-----------------------------	---

芦北町漁業協同組合の地区のうち旧芦北漁業協同組合の地区	10トン未満の漁船により主として中目流網漁業を営む漁業	に改
-----------------------------	-----------------------------	----

める。

熊本県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町辺田見 493番2地先から 同所 493番3地先まで	93.0	防交

2 供用を開始する期日 平成26年10月21日

公 告

熊本県公告第543号

次の公共測量が終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年10月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（県営阿蘇谷地区確	平成26年5月20日から	阿蘇市的石他 地内

定測量) | 平成26年9月30日まで |

熊本県公告第544号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1303号	炭酸カルシウム肥料	8.0粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 く溶性苦土：8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成32年11月9日
熊本県肥第1304号	炭酸カルシウム肥料	5.0炭酸苦土石灰肥料	アルカリ分：55.0 く溶性苦土：5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成32年11月9日

熊本県公告第545号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1301号	肉骨粉	8.5粗碎肉骨粉	窒素全量：8.5 りん酸全量：13.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社熊本蛋白ミール公社 熊本県菊池市七城町林原70番地	平成32年10月24日
熊本県肥第1302号	肉骨粉	8.0肉骨粉	窒素全量：8.0 りん酸全量：15.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社熊本蛋白ミール公社 熊本県菊池市七城町林原70番地	平成32年10月24日

熊本県公告第546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字赤井字鍵606番2、同611番1及び同612番1
2,498.23平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

上益城郡益城町大字木山429番地
野口 清美

熊本県公告第547号

菊池郡大津町に事務所を置く錦野町土地改良区理事長栗木生夫から平成26年10月6日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年10月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県地域福祉推進委員会公告第1号**

第25回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。
平成26年10月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時
平成26年11月5日（水）
午前10時から正午まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題
第2期熊本県地域福祉支援計画の進ちょく状況について
第2期熊本県地域福祉支援計画の今年度の取組内容について
第3期熊本県地域福祉支援計画の策定について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県地域福祉推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班)
(電話096-383-1111 内線7025)

熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会公告第1号

第2期熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会の第2回会議を次のとおり開催する。
平成26年10月21日

熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会
会長 内山 督

- 開催日時
平成26年10月27日（月）
午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
一般財団法人熊本県建築住宅センター 2階会議室
- 議題
(1) 次期計画案について
(2) 意見交換
(3) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県高齢者居住安定確保計画策定検討委員会事務局（熊本県土木部建築住宅局住宅課計画班 電話096-333-2547（ダイヤルイン）及び健康福祉部長寿社会

局高齢者支援課総務企画班 電話096-333-2215 (ダイヤルイン)

正 誤

平成17年12月16日熊本県条例第94号（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	33	法第39条の2第2項	法第39の2第2項